一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百四十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものから順次その応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆九千七百十一億四千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百八十八億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆九千七百十一億五千四百七十五万千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百八十八億百三十四万六千四百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十七年六月二十九日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三毛
十二　償還期限　平成二十七年九月二十八日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十七年六月二十九日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８７号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1367番地２　テラスハウス若栗Ｂ棟、前住所長野県安曇野市穂高有明5527番地36
債務者　菅澤美保子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
千葉県長生郡長生村一松丙465－７、住民票上の住所千葉県富里市七栄654番地796
債務者　齋藤　雅則
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
千葉県長生郡睦沢町寺崎1156　宮崎方、住民票上の住所千葉県いすみ市大原7945番地
債務者　滝口　俊美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
千葉県いすみ市岬町椎木1720－１　ボナール B号室、住民票上の住所千葉県いすみ市新田4114番地２
債務者　國田　和好
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
富山県砺波市林1097番地13、前住所東京都墨田区菊川３丁目３番13号　第２鈴木ビル202
債務者　澤田由紀美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３２号
富山県射水市三ケ3315番地
債務者　高田　清志
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１３２号
山梨県韮崎市穂坂町三ツ澤2795番地
債務者　宮原　考司
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係